

# 南島原市で農業をはじめまで（独立・自営就農）

## 就農相談

市や県及び関係機関が連携して、栽培作物や農業経営等の相談に応じ、就農までサポートします。相談をご希望の方は、事前にお電話、メール等でご連絡をお願いします

## 農業体験

（お試し住宅・体験民泊・農業インターシップ）

移住する前に…就農する前に…まずは南島原市がどのようなところか、農業とはどのようなものかを体験できます

## 住まい探し

移住者向けに空き家を貸したい人と借りたい人のマッチングを行っています

## 移住

子育て世帯等に対しては、引っ越し費用の一部支援があります

## 農業研修（1～2年）

※農業経験等がない方

長崎県新規就農相談センターや南島原市果樹トレーニングファーム、生産団体等が実施している研修で、就農に必要な技術や経営管理等を学ぶことができます。

【支援メニュー】

- 就農準備資金（国）
- 農業研修支援事業（市）

南島原果樹トレーニングファーム



## 青年等就農計画作成（5カ年の経営計画）

経営開始後5カ年の計画（農地取得、機械・設備等の導入、収支等）を作成します

## 認定新規就農者

## 農地の確保、機械・設備の導入

## 就農

認定新規就農者になることで、就農前後には国や県、市が実施している補助事業等を活用することができます。

また、就農後は、市や県の普及指導員が個別面談や現地での技術指導等により、農業経営のサポートを受けることができます。

【支援メニュー】

- 経営開始資金（国）
- 経営発展支援事業（国）
- 経営継承・発展等支援事業（国）
- ながさき農林業…加速化事業（県）
- 新規就農者就農支援事業（市）
- 親元就農者支援事業（市） ほか

## 就農相談窓口

南島原市 農林課 農業戦略班  
(MAIL)nougyouenryaku@city.  
minamishimabara.lg.jp  
(TEL) 0957-73-6661



## 農業体験メニュー

～農家の暮らしを体験したいなら～

- 農林漁業体験民泊
  - ・利用料金…1泊2食付（税込）  
※中学生以上 11,000円  
小学生 9,000円  
就学前 4,000円
  - ・利用条件…2名以上 ほか
  - ▶申込…南島原ひまわり観光協会



～実際に農業をやってみたいなら～

- 南島原市農作業体験交流活動  
経験豊富な農家さんたちから直接無料で指導を受けることができます。
  - ・半日・1日・5日のコースがあります
  - ▶申し込み先：農業委員会



- ながさき農業インターンシップ  
高校生・社会人のうち、職業としての農業に興味がある方向けです。
  - ▶申込…長崎県新規就農相談センター 振興局 ほか



## 住まいについて

- 南島原市お試し住宅  
市の風土や暮らしを体験してみませんか？

- 空き家バンク  
住まい探しをお手伝いします。賃貸の一軒家やアパート物件など。



「南島原市田舎暮らし情報」  
(市HP)

## 農地について

農業委員会や農地中間管理機構では農地の紹介を行っています。また南島原市空き家バンクでは、一部農地付き空き家の紹介を行っています。



農地銀行  
(市HP)

※農地の紹介や農地付き空き家は、ご希望に添えない場合もございます

## 認定新規就農者とは

就農から5年後の所得目標等を定めた青年等就農計画作成し、計画を達成できる農業技術等を有していると認められると「認定新規就農者」になることができます。認定新規就農者になることで、補助事業や融資などの支援を受けることができ、また農地中間管理機構を通じた農地の賃借ができるようになります。



新規就農者  
支援メニュー  
(市HP)

# 南島原市の就農支援メニュー（国・県含む）

準備・研修

## ① 農業後継者育成事業【市独自】

（南島原市内在住の方）  
扶養者の農業高校・農業大学校等への  
修学費用を支援

- 要件
- ・農大、農高などで修学・研修
  - ・修学・研修後3年以内に就農

- 交付額等
- ・年額6万円

## ② 農業研修支援事業【市独自】

研修期間中の家賃の一部を支援

- 要件
- ・1ターン者（転入後1年以内）
  - ・本市で就農する者
  - ・就農準備資金の交付対象者
  - ・県登録研修受入機関等での研修

- 交付額等
- ・補助率：1/2以内
  - ・限度額：2.5万円/月

## ③ 就農準備資金【国】

研修期間中の就農準備のための資金を交付

- 要件
- ・就農予定時49歳以下
  - ・研修後に就農する
  - ・前年の世帯所得600万円以下
  - ・研修期間が1年、1,200時間以上
  - ・県登録研修機関等での研修 など

- 交付額等
- ・年間最大150万円（最長2年間）

## 認定新規就農者制度

市から青年等就農計画の認定を受ける

【要件】 原則18歳以上44歳（49歳）以下、一定水準の農業技術の習得（概ね1年以上の研修・実務等） など

【目標内容】 5年後の所得300万円超、年間労働時間2,000時間 など

【メリット】 各種補助金の要件の一つである、農地貸借契約ができる など

就農開始

## ④ 新規就農者就農支援事業【市独自】

農業経営を開始するための機械・施設・  
農業用資材等の導入を支援

- 要件
- ・49歳以下の認定新規就農者  
（親元就農・経営継承者は対象外）
  - ・就農準備中又は就農後1年未満
  - ・前年の世帯所得600万円以下
  - ・経営開始資金の交付要件を満たす者

- 交付額等
- ・補助率：3/4以内
  - ・限度額：75万円

## ⑤ ながさき農林業・農山村構造改善加 速化事業【県】

農業用機械等の施設整備に対する支援

- 要件
- ・認定新規就農者又は認定新規就農者  
が組織する団体
  - ・受入団体登録制度を活用した就農者  
又は就農予定者
  - ・農外及び県外からの農業参入者又は  
親等と経営を異にする農家子弟

- 交付額等
- ・補助率：1/2以内（機械は1/3）  
※1戸での実施の場合、農業用機械は  
支援対象外
  - ・限度額：2,500万円  
1,000万円（1戸の場合）

## ⑥ 経営開始資金【国】

経営確立のための資金を交付

- 要件
- ・49歳以下の認定新規就農者
  - ・経営継承する場合、新規作目の導入  
等リスクのある取組を行うと市に認  
められる者
  - ・前年の世帯所得が600万円以下

- 交付額等
- ・年間150万円（最長3年間）

## ⑦ 経営発展支援事業【国】

（通常枠）  
経営発展のための機械・施設等の導入を  
支援

- 要件
- ・49歳以下の認定新規就農者
  - ・事業実施年度及びその前年に独立  
自営就農している（予定含）者
  - ・（経営継承する場合）親の経営に  
従事してから5年以内に継承して  
農業経営を開始する者
  - ・自己負担分について融資を受ける
  - ・整備内容ごとに50万円以上のもの

- 交付額等
- ・事業費上限額：1,000万円
  - ※⑥併用の場合：500万円
  - ・補助率：3/4以内

## ⑧ 経営発展支援事業のうち地域計画早期 実現支援枠【国】

（3. 経営発展に向けた取り組み）  
経営発展のための機械・施設等の導入を  
支援

- 要件
- ・49歳以下の認定新規就農者
  - ・経営を開始して3年以内の者
  - ・認定新規就農者の場合、3年後まで  
に経営改善計画の承認を  
受けて認定農業者になる者
  - ・自己負担分について融資を受ける
  - ・整備内容ごとに50万円以上のもの

- 交付額等
- ・補助上限額：900万円
  - ・補助率：3/4以内

## ⑨ 青年等就農資金【日本政策金融公庫】

青年等就農計画の達成に必要な資金を融資。  
※認定新規就農者のみが対象です。

- 特徴
- ・借入の全期間にわたり無利子
  - ・実質無担保、無保証人

- 要件
- ・使途：・農地造成（農地取得は不可）  
・果樹植栽、家畜導入  
・施設、機械、資材の取得 等

- 借入額等
- ・借入限度額：3,700万円
  - ・償還期限（うち据置期間）：  
17年以内（5年以内）